

## 議員提出第九号議案

### 東日本大震災からの復興支援を継続・拡充する取組宣言決議

東日本大震災から一年が経過したが、被災地の復興及び被災者の生活再建はいまだ緒に就いたばかりである。

そのような中、特に、被害のあまりの甚大さと多くの人命が失われたことによる復興・再建に不可欠な専門的知識・経験を有する人材の不足問題及び数十年分の処理量に相当する「災害がれき」問題とが、被災地域における復興、産業再生、生活再建に大きな障害となっている。

これらの問題は、被災地の自治体・住民の努力のみでは解決困難であることから、広域的な支援を求める声は被災地を中心に高まり、これに応えようとする動きも全国に広がりつつある。

また、近年の大規模災害の多発化や鳥インフルエンザ発生など、広域連携による対処が必要な事案の頻発という事態をみると、大分県民の安全・安心を守る上からも、このような被災地の課題をよそ事として見過ごすことはできない。

よって、本県議会は、東日本大震災の被災地の復興支援として、必要とされる人材の派遣について継続・拡充することを県民・自治体・企業等に要請するとともに、併せて厳格な検査を実施し、安全基準をクリアしたものを前提にした「災害がれき」の広域処理について、県民の理解を図りながら県内自治体に協力を要請し、かつ、広く県民にも被災地の重大課題への理解と協力を呼びかけて、復興と生活再建に向けた支援に一致して取り組む気運の醸成を図ることをここに宣言する。

右、決議する。

平成二十四年三月二十九日